



令和3年5月31日

電力・ガス取引監視等委員会

ガス小売経過措置料金規制に係る経済産業大臣からの 意見の求めに対し、意見を回答しました。

電力・ガス取引監視等委員会は、東京瓦斯株式会社及び大阪瓦斯株式会社の小売経過措置料金の指定の解除に係る経済産業大臣の意見の求めに対し、解除に異存ない旨の意見を回答しました。

1. 概要

平成29年4月のガス小売全面自由化後、ガス小売事業者の料金設定は原則自由ですが、使用者の利益保護の必要性が特に高いとして経済産業大臣が指定した供給区域等においては、経過措置として小売料金規制が存置されています。

本年4月28日の総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会での審議において、東京瓦斯株式会社及び大阪瓦斯株式会社の供給区域における経過措置料金規制の指定の解除が了承され、5月14日、本件に関し、経済産業大臣から当委員会に対して意見の求めがありました。

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、添付資料のとおり解除に異存ない旨を回答しました。

2. 添付資料

旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除について（回答）

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室長 黒田
担当者：住田、川原、三浦
電話：03-3501-1552（直通）